

第3章 営農推進体制構築

1. 営農推進体制

農地におけるソフト及びハードが連携した、持続的な営農推進体制として、石垣市農林水産部農政経済課課長を会長とした、「石垣市赤土等流出防止営農対策地域協議会」を赤土流出防止推進体制とする。

営農対策地域協議会は既に発足（「石垣市赤土等流出防止営農対策地域協議会」）し、協議会構成員による赤土対策の巡回営農指導などを実施している。

また今後は、農家（農業委員、耕作組合、生産出荷組合等）を会議に参集し、赤土対策推進について参画する計画としている。

2. 農家支援

対策推進のための農家支援に関しては、対策を推進することによる農家負担に対する支援方策を検討する。

- ①グリーンベルト苗の無償提供（石垣市赤土等流出防止営農対策地域協議会）の継続
- ②一般市民参加による対策の支援（ゲットウ作戦、緑肥播種等）
- ③土木対策事業の推進支援（水質保全対策事業・直営施工・自治体の奨励事業）
- ④農地・水・環境保全向上対策の推進支援
- ⑤地域支援としての基金制度又はNPO活動による支援方策を検討する。

3. ほ場カルテ運用計画

被覆変化作物ゾーンにおける具体的対策の目標と、その評価を行なうため、一筆単位に整理したほ場カルテによって、畑地管理を行う。

ほ場カルテは、現況年の状況と対策及び現状が把握できるものとし、対策支援を受けるための申請資料としても活用する。

カルテの評価は、関係機関によって確認し、対策実施と支援を行うものとする。

また、カルテ情報は流域評価システム（GIS）に保存し、現状の達成状況の評価を行うとともに、農地の土地利用及び作付体系の変化に応じた継続的な対策が必要となるため、カルテ情報管理を行う。

ほ場カルテ

一筆調査及び営農・土木対策目標策定から、農家が耕作するほ場の条件と併せて、赤土等流出の危険性と具体的対策が明らかになる。これらの条件を確認することによって、ほ場別の対策を行うべき項目が管理可能となる。カルテは、ほ場の物理的条件及び営農対策項目が確認できるものとし、具体的な対策を行うために活用する。

具体的な推進については、沖縄県農林水産部営農支援課を主体として「土地利用者参加による赤土等流出総合対策開発事業」を導入し、ほ場カルテを活用した農家による赤土等流出対策が展開されている。

流域評価システムの運用計画

流域評価システム(GIS)は、流域内の畑地一筆別の状況を把握しており、このデータを活用することによって、一筆毎のほ場カルテの運用が可能となる。

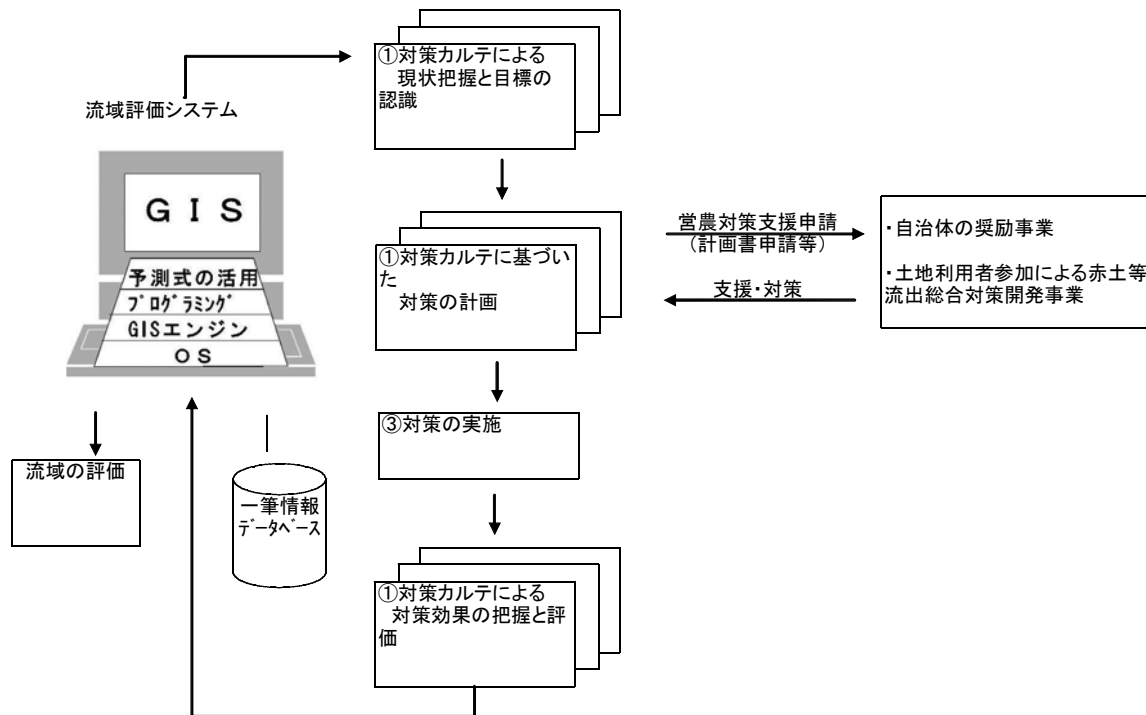


図3-4 流域評価システムの運用計画